社会福祉法人山陰会定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 指定障害者支援施設の経営(普賢学園)
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ)保育所の経営(山陰保育園、小林保育園)
 - (ロ) 放課後児童健全育成事業の経営
 - (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
 - 1.共同生活援助(山陰ホーム、一心荘、普賢学園口之津、自然寮)
 - 2.短期入所(普賢学園、自然寮)
 - 3.児童ディサービス(ディサービスたすかる)
 - 4.生活介護(普賢学園、ディサービスたすかる、サポートじねん、普賢学園南有馬)
 - 5.就労継続支援A型(正吉)
 - 6.就労継続支援B型(普賢学園、サポートじねん、普賢学園南有馬)
 - 7.就労移行支援(普賢学園)
 - (二)相談支援事業の経営
 - (ホ) 地域活動支援センターの経営
 - (へ) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (ト) 一時預り事業の経営
 - (チ) 病時保育事業の経営
 - (リ)延長保育事業
 - (ヌ) 生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人山陰会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向 上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

- 第四条 この法人の事務所を長崎県南島原市深江町戊2975番地9に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を長崎県南島原市深江町大野木場名字横山戊2825に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任 委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任·解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、 報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる

ものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 六名以上
 - (2) 監事 二名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 他の重要な職員とは、各サービス区分の管理者とする。
- 4 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第二五条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を 述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、収益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第三六条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に揚げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南島原市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南島原市の承認は必要としない。
 - 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更す る場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。
 - (1) 太陽光発電システムによる売電事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければな

らない。

(収益の処分)

第三七条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

- 第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南島原市の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南島原市 に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人山陰会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は 電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 本田哲郎

理 事 吉田蔦男

理 事 織田博行

理事 本田スエコ

理 事 横田源宅

附則

- この定款は、昭和40年5月18日から施行する。 附則
- この定款は、昭和45年12月22日から施行する。 附則
- この定款は、昭和54年5月15日から施行する。 附則
- この定款は、平成2年11月15日から施行する。 附則
- この定款は、平成4年12月3日から施行する。 附則
- この定款は、平成6年12月15日から施行する。 附則
- この定款は、平成7年3月31日から施行する。 附則
- この定款は、平成10年3月4日から施行する。 附則
- この定款は、平成11年12月10日から施行する。 附則
- この定款は、平成14年8月20日から施行する。 附則
- この定款は、平成16年1月16日から施行する。 附則
- この定款は、平成17年3月18日から施行する。 附則
- この定款は、平成20年7月29日から施行する。 附則
- この定款は、平成21年9月3日から施行する。 附則
- この定款は、平成24年6月25日から施行する。 附則
- この定款は、平成24年10月5日から施行する。 附則
- この定款は、平成25年8月20日から施行する。 附則
- この定款は、平成26年4月1日から施行する。 附則
- この定款は、平成29年4月1日から施行する。

E-			
分	所 在 地	土地の地目又は建物の種類及び構造	地積又は床面積
山陰保	長崎県南島原市深江町大野木場名 字南石札戊 2975 番地 9	鉄筋コンクリート造陸屋 根スレート葺2階建	611.81 平方メートル
陰保育園	長崎県南島原市深江町大野木場名字南石札戊 2975 番地 46	山陰保育園々園舎1棟 木造瓦葺平家建 山陰保育園々舎	112 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名字南石札戊2975番地9	山陰保育園敷地1筆	1,082 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名字南石札戊 2975 番地 46	山陰保育園敷地1筆	330 平方メートル
小林保育園	長崎県南島原市深江町田中名字紙山乙 1245 番地 2	鉄筋コンクリート陸屋根 亜鉛メッキ銅板葺平家建	457.90 平方メートル
育園	長崎県南島原市深江町田中名字紙山乙 1245 番地 2	小林保育園々舎1棟 小林保育園敷地1筆	1,366.71 平方メートル
普賢学園	長崎県南島原市深江町大野木場名字横山戊2825番地、戊2824番地、	鉄筋コンクリート木造陸 屋根スレート葺2階建	1,692.84 平方メートル
学 園 -	戊 2823 番地、戊 2825 番地先溝上 長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2817 番地第 1	普賢学園養護所 1 棟 鉄骨造スレート葺平家建 養蚕室 1 棟	235.33 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2817 番地	大造スレート葺平家建 作業場1棟	91.82 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2819 番地	木造スレート葺平家建 更衣室1棟	50.21 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2818 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建集会場,倉庫,車庫	256.01 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2825 番地	普賢学園敷地1筆	899.17 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2824 番地	普賢学園敷地1筆	528.92 平方メートル 419.83 平方メートル
	子傾山及 2624 番地 長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2823 番地	普賢学園敷地1筆	32.15 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字横山戊 2825 番地 2	普賢学園敷地1筆	93.14 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名 字南石札戊 2970 番地 3、他	木造葺平家建 作業場 1 棟	
<u> </u>	長崎県南島原市深江町大野木場名字龍首端戊 3912 番地 50	鉄筋コンクリート造ルー フィング葺 2 階建 一心	322.25 平方メートル
心 荘	長崎県南島原市深江町大野木場名	在 寄宿舎 1 棟 一心荘敷地 1 筆	1,057.23 平方メートル
	字龍首端戊 3912 番地 50 長崎県南島原市深江町戊字南石札 2970 番地 4、他	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建 グループホーム	197.79 平方メートル

区 分	t- 11	土地の地目又は建物の種類	
),	所 在 地	及び構造	地積又は床面積
	長崎県南島原市深江町大野木場名	鉄筋コンクリート造ルー	404.54 平方メートル
自然寮	字田ノ口戊 1578 番地 1	フィング葺2階建	
寮	長崎県南島原市深江町大野木場名	鉄筋コンクリート造ルー	472.74 平方メートル
	字新開山戊 3880 番地 1	フィング葺2階建	
	長崎県南島原市深江町大野木場名	自然寮敷地1筆	1,002 平方メートル
	字新開山戊 3880 番地 1 長崎県南島原市深江町大野木場名	 木造スレートぶき平家建	 19.89 平方メートル
	字新開山戊 3880 番地 1		19.09 + 77 / 17/2
	長崎県南島原市深江町戊字新開山	自然寮敷地1筆	388 平方メートル
	3878番地 10		
	長崎県南島原市深江町戊字新開山	通路敷1筆	43 平方メートル
	3878 番地 11		
自訓棟	長崎県南島原市布津町大字坂下名	木造スレート葺平家建	74.10 平方メートル
活 練	字船石原 4669 番地 66		
.1.	長崎県南島原市深江町大野木場名	 宅地	1,214.99 平方メートル
山陰会	字下牧内戊 696 番地 12		-,=
会	長崎県南島原市深江町大野木場名	鉄骨造亜鉛メッキ銅板ス	417.27 平方メートル
	字下牧内戊 692 番地 1	レート葺 2 階建作業棟	
	長崎県南島原市深江町大野木場名	木造セメント瓦葺平家建	105 平方メートル
	字下牧内戊 692 番地 2	居宅	
	長崎県南島原市深江町大野木場名	通路敷	26 平方メートル
	字下牧内戊 692 番地 2	л ф П.Унь	42 平方メートル
	長崎県南島原市深江町大野木場名	公衆用道路	(持分3分の2)
	字下牧内戊 696 番地 3	 木造スレート葺平家建	101.85 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字上新切 3465番地1	グループホーム	
\/·	長崎県南島原市南有馬町甲長浜	 普賢学園南有馬敷地	1,414.46 平方メートル
普賢学園南	1397番地 1	百貝子图用有网放地	1,414.40 +777
学	長崎県南島原市南有馬町甲長浜	 普賢学園南有馬敷地	105 平方メートル
	1396 番地		·
有馬	長崎県南島原市南有馬町甲長浜	鉄骨造合金メッキ銅板葺平家建	
四	1397 番地 1	普賢学園南有馬通所授産所	318.67 平方メートル
	長崎県南島原市南有馬町甲長浜	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき	107 ₩ → 1 -2
	1397番地1	平家建 生活介護棟	127 平方メートル
	長崎県南島原市南有馬町甲長浜	木造合金メッキ鋼板ぶき平	11.39 平方メートル
	1397番地 1	家建事務所	
正吉	長崎県南島原市深江町大野木場名	鉄骨造亜鉛メッキ銅2階	568.76 平方メートル
一	字下牧内戊 692 番地 1	建 工場 1 棟	
ガ	長崎県南島原市深江町乙字新切里	鉄骨造スレート葺2階建	236 平方メートル
リバークラブ	1133番地1	児童福祉施設	707 10 ₹
Ţ.	長崎県南島原市深江町乙字新切里	児童福祉施設敷地	767.12 平方メートル
クラ	1133 番地 1		
ブ			

			1
区分	所 在 地	土地の地目又は建物の種類及び構造	地積又は床面積
山陰ホーム	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878番地7、3878番地3	木造合金メッキ鋼板葺平 家建グループホーム1棟	207.02 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878番地7	山陰ホーム敷地	297 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山	山陰ホーム敷地	298 平方メートル
	3878番地3 長崎県南島原市深江町戊字新開山	山陰ホーム敷地	304 平方メートル
	3878 番地 12		146.83 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878 番地 12	木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建	33 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878 番地 13	通路敷	309 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3875番地6	山陰ホーム敷地	100.03 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878番地4	木、軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき2階建	
サポートじねん	長崎県南島原市深江町戊字新開山	木造合金メッキ鋼板葺平 家建	38.8 平方メートル
	3878 番地 10	•	
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878番地4	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	199.73 平方メートル
	長崎県南島原市深江町戊字新開山 3878番地4	サポートじねん敷地	531.65 平方メートル
普图	長崎県南島原市南有馬町丁字田ノ 上 907番地	宅地	1954.87 平方メートル
学園	長崎県南島原市南有馬町丁字田ノ	木造合金メッキ鋼板ぶき	
普賢学園口之津	上 907 番地	平家建 グループホームパレット	244.58 平方メートル
(+	長崎県南島原市南有馬町丁字田ノ 上 907 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建 物置	41.07 平方メートル